

鳥取県告示第467号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から当該指定居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があったので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成21年7月17日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日
社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会 会長 石谷 雅文	鳥取市居宅介護支援事業所	鳥取市富安二丁目96	平成21年5月15日